

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月25日
【会社名】	株式会社シーイーシー
【英訳名】	COMPUTER ENGINEERING & CONSULTING LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大石 仁史
【本店の所在の場所】	神奈川県座間市東原五丁目1番11号
【電話番号】	(046)252 - 4111
【事務連絡者氏名】	総務部長 林 基樹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号 J R 恵比寿ビル8 F
【電話番号】	(03)5789 - 2441
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 藤原 学
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 本社事務所 (東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年4月22日開催の第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年4月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- イ 期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金20円
- ロ 効力発生日  
2022年4月25日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能強化と業務執行の意思決定の迅速化をすることで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約の締結を可能とすることにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

ア．定款変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

イ．定款変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

ウ．株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

エ．上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

なお、本議案における定款変更のうち、上記の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更については、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力が発生するものとし、それ以外の定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員は本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、大石仁史、立石博、河野十四郎、玉野正人、藤原学、姫野貴、中山真および大塚政彦を監査等委員でない取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、吉田浩、仲谷栄一郎および谷口勝則を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、監査等委員会設置会社に移行いたします。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決され、選任された監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、松本一晃および原悦子を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され監査等委員会設置会社に移行することに伴い、新たに監査等委員でない取締役の報酬額を年額700,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。  
つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とするものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、第6号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件」が原案通り承認可決されますと、新たに監査等委員でない取締役に対する報酬等の額が決定いたしますので、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度を導入し、第6号議案で決議された報酬等の額の枠内において、取締役は年額70,000千円の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を発行することに決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	281,982	215	162	(注)1	可決 99.87%
第2号議案	281,125	480	754	(注)2	可決 99.56%
第3号議案					
大石 仁史	259,724	22,473	162	(注)3	可決 91.98%
立石 博	263,570	18,627	162		可決 93.35%
河野 十四郎	263,404	18,793	162		可決 93.29%
玉野 正人	263,712	18,647	0		可決 93.40%
藤原 学	263,462	18,735	162		可決 93.31%
姫野 貴	263,584	18,613	162		可決 93.35%
中山 眞	263,708	18,651	0		可決 93.39%
大塚 政彦	263,892	18,467	0		可決 93.46%
第4号議案					
吉田 浩	262,454	19,905	0	(注)3	可決 92.95%
仲谷 栄一郎	264,549	17,810	0		可決 93.69%
谷口 勝則	264,536	17,823	0		可決 93.69%
第5号議案			-		
松本 一晃	262,957	19,402	0	(注)3	可決 93.13%
原 悦子	282,020	339	0		可決 99.88%
第6号議案	263,687	1,015	17,657	(注)1	可決 93.39%
第7号議案	281,145	1,007	207	(注)1	可決 99.57%
第8号議案	220,629	61,729	0	(注)1	可決 78.14%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上